



(趣旨)

第1条 この要領は、地域介護予防活動を支援するため、「元気な一歩会」の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「元気な一歩会」とは、第4条において登録された介護予防活動を行うサークルにより組織される。

(目的および活動)

第3条 本会は、主に檀原市民（以下「市民」）が自主的に集いの場をすることで、高齢者同士が親睦を深め、介護予防に努めることを目的とする。原則、週1回以上開催し、次の活動を行う。

- (1) 毎回30分以上の運動
- (2) レクリエーション等、介護予防につながる活動

2 サークルの参加者は、概ね徒歩15分圏内の近隣住民とする。

(登録申請)

第4条 登録を希望する者は、登録申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、長寿介護課（以下「当課」）に提出しなければならない。登録が完了すれば、ロゴマークおよび「檀原市役所 長寿介護課」の文言が入ったチラシを作ることができる。

(ロゴマーク使用時の取り扱い)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) サイズを拡大・縮小する場合は、縦横の比率は変えない
- (2) 使用者がロゴマークのデザインを自己のものとして商標または意匠に使用（登録）しない

(登録の変更)

第6条 登録情報に変更があった場合は、速やかに当課へ報告すること。

(個人情報の取り扱い)

第7条 サークルに参加する者には、参加申込書(別紙2)を提出してもらう。参加申込書は、橿原市個人情報条例に従い、各サークルで責任をもって管理すること。

2 当課から要望があった際は、参加者名簿を提出すること。

(損害賠償)

第8条 活動中に自己または他者に対して損害が起こった場合、該当サークルで責任及び損害を賠償すること。

(活動報告)

第9条 本会の登録サークルは、毎月15日までに前月分の活動報告を別紙3の様式で当課に対して報告すること。

(禁止事項)

第10条 本会の登録サークルは、次の各号に掲げる行為を禁止する。該当する行為が発覚した場合は、登録を取り消す。

- (1) 営利を目的とした行為
- (2) 申込書の全部、または一部に意図的に虚偽の内容を記載する行為
- (3) 個人情報を、他の者や第三者に漏洩する行為
- (4) 正当な理由が無く、サークルへの参加を拒否する行為
- (5) 活動報告を長期にわたって怠る行為
- (6) 政治活動、宗教活動、またはそれらにつながる行為
- (7) 法令、規則等に違反する行為
- (8) その他、理由の如何を問わず当課が不適切と判断する行為

(その他)

第11条 この要領について疑義が生じた場合は、当課が協議のうえ定める。

附則

この要領は、平成27年11月17日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

